

アバントグループ

コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、日本の文化に立脚した経営観の根本が、会社を「公器」と見做すことにあると考えている。ゆえに、私たちは公器としての誇り持ち、全世界の顧客に貢献する会社として発展することを追求している。私たちはこの活動を「100年企業の創造」と表現し、創業以来の経営ビジョンと位置づけている。

私たちにとっての「公器」とは、①特定の利害関係者にかたよらず、②社会に価値を提供し、③人の成長のもとに持続発展する組織であり、それらを「OPEN・VALUE・STRETCH」という三つの言葉で表しコアバリューとしている。

しかし、どれほど高尚なビジョンを掲げても、経営者の意識と行動が伴わなければ意味はない。実際に会社の存続にかかわるような事象の多くが経営者の暴走と怠惰に起因している。また、優れた経営者であっても、未来永劫、自己を律し、公器の牽引者としてありつづけられるとも限らない。

ゆえに、当社では経営者の暴走と怠惰を防ぐコーポレート・ガバナンスの研鑽を通し、経営者と従業員の全員が公器としての価値創出に徹底的に集中できる、最善の環境を創造することを絶えず追求する。

(制定・改正・廃止)

第2条 本基本方針は、当社取締役会がこれを定める。当社取締役会は、本基本方針を定期的に検証し、かつ環境変化等に応じて随時見直すものとする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第3条 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の権利行使が適切になされるよう環境を整備する。

2 当社は、財務体制強化と今後の事業展開に必要な内部保留を維持しつつ、株主配当を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の充実に努める。この目標実現に向け、当社は重要業績評価指標を設定し、株主へ適時公開する。

3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主の権利がその有する株式の内容及び数に応じて実質的に確保されるよう、平等に取り扱う。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会に報告することを原則とし、関連する法令を遵守し、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、企業価値を永続的に高めるために、株主、社員、お客様、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2 当社は、社員の多様性を認め、社員が創造性を発揮できる企業風土を築き、お客様の企業価値向上に資する製品・サービスを提供し、広く社会の発展に貢献し続けることに努める。

3 当社は、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、内部通報制度を設ける。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、あらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、経営の透明性の確保による適正な評価と社会的信頼を得る為に、法令に基づき、当社に関する重要な情報(経営、事業、財務)の適時・適切な開示を行う。

第5章 取締役会等の責務

(機関設計)

第7条 当社は、会社法の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択し、監督と執行の適切な

役割分担を図るため執行役員制度を導入する。

(取締役会及び取締役の役割)

第8条 取締役会は、取締役・監査等委員である取締役・執行役員を選定し、経営の重要な意思決定を行うとともに、取締役・執行役員の職務の執行を監督する。

2 当社は、取締役会規程を定め、取締役会が行う経営の重要な意思決定の内容を定める。ここでいう経営の重要な意思決定には、グループの経営戦略、グループの経営計画、グループの内部統制システム、グループの重要な組織及び人事ならびに一定の規模を超える事業投資の決定を含む。

3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。

4 当社は、法令により取締役会の専決とされる事項及び取締役会規程で定められた取締役会決議事項を決定し、それ以外の業務執行権限は代表取締役、取締役、執行役員及び業務運営組織の長に委譲する。

(取締役会の構成)

第9条 取締役の数は、定款の定めるところにより9名以内とする。このうち、半数以上を社外取締役とすることを原則とする。

2 取締役の選任にあたっては、取締役会の実効性を確保すべく、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。

(取締役候補者の選解任基準及び指名手続等)

第10条 当社の取締役は、知識・経験・能力・多様性に十分に考慮しながら、以下の基準を満たす者を候補者とする。

- ①当社の経営理念をよく理解し精励している者
- ②会社経営に必要な広範な知識を有すること
- ③取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な資質を有すること
- ④取締役相互の牽制・監視機能の強化に資し、取締役会の実効性確保に貢献できること

2 当社の社外取締役は、前項に定める基準に加え、第15条に定める独立性基準を満たす者とする。

3 取締役の候補者は、本条の定めに従い選定し、取締役会で審議、決定し指名される。

4 監査等委員である取締役を除く取締役はその任期を1年とする。なお、再任は妨げないものとする。

5 取締役会は、取締役が以下の取締役解任議案付議基準に該当する行為を行ったと認められる場合、取締役解任議案の付議を行う。

①法令及び定款に違反する行為又はその恐れのある行為があった場合

②取締役選任の各要件を欠くことが明らかになった場合

③その他、取締役指名要件に合致しないと認められる事由がある場合

(監査等委員である取締役の役割)

第11条 監査等委員である取締役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役及び執行役員の職務の執行を監査する。

(監査等委員会の構成)

第12条 監査等委員である取締役の数は、定款の定めるところにより5名以内とする。このうち、過半数以上を監査等委員である社外取締役とする。

(監査等委員である取締役の選任要件及び指名手続等)

第13条 当社の監査等委員である取締役は、監査等委員としての職務能力と過去の実績・経験を有し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社の社外監査等委員である取締役は、前項に定める要件に加え、第15条に定める独立性基準を満たす者とする。

3 監査等委員である取締役の候補者は、本条の定めに従い選定し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定される。監査等委員会は監査等委員である取締役候補者を選定することができる。

4 全ての監査等委員である取締役は定款の定めるところによりその任期を2年とする。なお、再任は妨げないものとする。

(執行役員の選任要件及び指名手続き等)

第14条 当社の執行役員は、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

2 当社の執行役員は、本条の定めに従い選定し、取締役会にて決定される。

(社外取締役の独立性基準)

第 15 条 社外取締役は、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 現在及び過去 10 年間に於いて当社または当社の子会社もしくは関連会社(以下、総称して「当社グループ」という)の業務執行者(業務執行取締役、執行役、執行役員、社員、使用人)であった者
- ② 当社の総議決権数の 10%以上を直接もしくは間接に有する者またはその業務執行者
- ③ 当社グループを主要取引(注1)先とする、または当社グループが主要取引(注1)先とする者またはその業務執行者
- ④ 当社グループに対してコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等による専門的サービスを提供する対価として、役員報酬以外に多額(注2)の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその業務執行者
- ⑤ 当社グループから年間 1,500 万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑦ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑧ 過去 3 年間に於いて上記②～⑦に該当する者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者もしくは二親等以内の親族

(注1) 主要取引とは、年間連結売上高の 2%を超える金銭の授受を伴う取引もしくは、連結総資産の 2%を超える金銭の融資をいう

(注 2) 多額とは、専門的サービスを提供する者が個人の場合は、当社グループから受け取った役員報酬を除く当該利益が直近事業年度において年間 1,500 万円を超えることをいい、専門的サービスを提供する者が法人・組合等の団体の場合は当社グループから受け取った当該利益が直近事業年度において当該団体の年間総収入の 2%もしくは金額 1,500 万円のいずれか高い方を超えることをいう

(取締役会の実効性評価)

第 16 条 当社は、年度ごとの取締役会全体の実効性について、各取締役の自己評価をベースとして分析・評価する。

2 当社は、取締役会の開催状況及び独立社外役員の活動状況等を法令の定めるところにより開示する。

(取締役の報酬の決定に関する方針)

第 17 条 当社は、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を置く。

2 報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する事項その他の事項について審議し、取締役会に対して答申をする。取締役会は、報酬諮問委員会の意見を尊重して、その決定を行う。

3 報酬諮問委員会の委員は取締役会の決議によって選任する。委員は3名とする。このうち、半数以上を独立社外取締役とする。報酬諮問委員会の委員長は、その独立社外取締役である委員の中から、報酬諮問委員会の決議によって選定する。

(役員報酬体系)

第 18 条 常勤取締役及び執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬で構成する。

2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬で構成する。

3 監査等委員である取締役に対する報酬は、監査等委員である取締役の協議により定める。

(事業子会社の統治方法)

第 19 条 当社は、事業子会社管理の基本原則を「関係会社管理規程」に定め、事業子会社を統治する。

2 当社は、事業子会社の経営管理に関する基本的な事項をグループの各種規程により定め、業績の進捗状況等を管理する。

3 当社は、グループのコンプライアンス及びリスク管理に関する基本的な事項をグループの各種規程により定め、グループ横断でコンプライアンスの徹底とリスク管理に取り組む。

4 当社は、事業子会社の内部統制システムの整備を支援・推進し、その有効性を確保すべく、内部監査室により定期的に内部監査を行う。

5 事業子会社の役員報酬体系は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。

(役員に対するトレーニングの方針)

第 20 条 当社は、取締役・監査等委員である取締役・執行役員に対して、その求められる役割と責務を果たすため、必要に応じて知識の習得を目的とする研修を実施する。また、社外取締役及び監査等委員である社外取締役には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な情報を継続して提

供するとともに、その役割・責務を実効的に果たしうる環境の整備を行う。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第 21 条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制の整備に努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般をグループ CFO が統括し、それら活動全般を企画、実施するための IR 担当要員を確保する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話において、IR 担当要員が関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図り、株主総会の招集通知及び株主・投資家に関わる情報を英語訳付で提供し、国内外株主の権利行使を促進するために必要な措置をとる。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー情報管理規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

2016 年 3 月 23 日 取締役会決議

2021 年 2 月 17 日 第5章第 10 条、第5章第 15 条改訂

2021 年 3 月 17 日 第5章第 17 条、第5章第 18 条 3 項改訂

2022 年 9 月 27 日 第 7 条、第 8 条、第 10 条 4 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条 3 項、第 20 条改訂